

**社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会**  
**生活支援配食サービス事業実施規程**

(目的)

第1条 調理困難な低所得高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、ボランティア等の協力を得て配食サービス事業(以下「事業」という。)を実施し食生活の改善を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者、又は、特に「社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会会長」(以下「会長」という。)が必要と認める者とする。

- (1) 丸亀市内に居住する者
- (2) 満70歳以上の単身世帯の者
- (3) 満70歳以上で構成される世帯の者
- (4) 市民税の均等割り及び所得割りを非課税とされている者
- (5) 介護保険制度において要支援1以上の認定を受けている者

(申請)

第3条 配食サービスを利用する者は、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 配食サービス利用申請書(様式第1号)
- (2) 介護保険証の写し
- (3) 所得課税証明書

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会(以下「本会」という。)とする。

(運営主体)

第5条 事業の運営主体は、原則として本会とする。ただし、この事業が適切に運営できると会長が認める場合は、他の機関等においても運営することができる。

(事業内容)

第6条 事業の内容については次のとおりとする。

週5日を限度として定期的に居宅を訪問し、栄養のバランスのとれた食事を提供

するとともに、当該利用者の安否確認を行うサービスとする。

(事業費)

第7条 事業に要する費用は、次の各号により算出した額とする。

(1) 利用対象者にかかる事業費は、利用対象者の食事と協力者に給付する活動費を加算した額の490円を上限とする。

(2) 利用対象者から徴収する額については、別表1のとおりとする。

(3) 徴収方法については別に定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年5月29日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。